

産業環境委員会陳情説明資料

令和8年6月30日

件名	頁
(1) 6 受理番号9 2030年のCO ₂ 削減目標を60%以上と設定することを求める陳情	2
(2) 受理番号7 「工場運営企業と周辺住民の共生のための条例」の制定を求める陳情	5

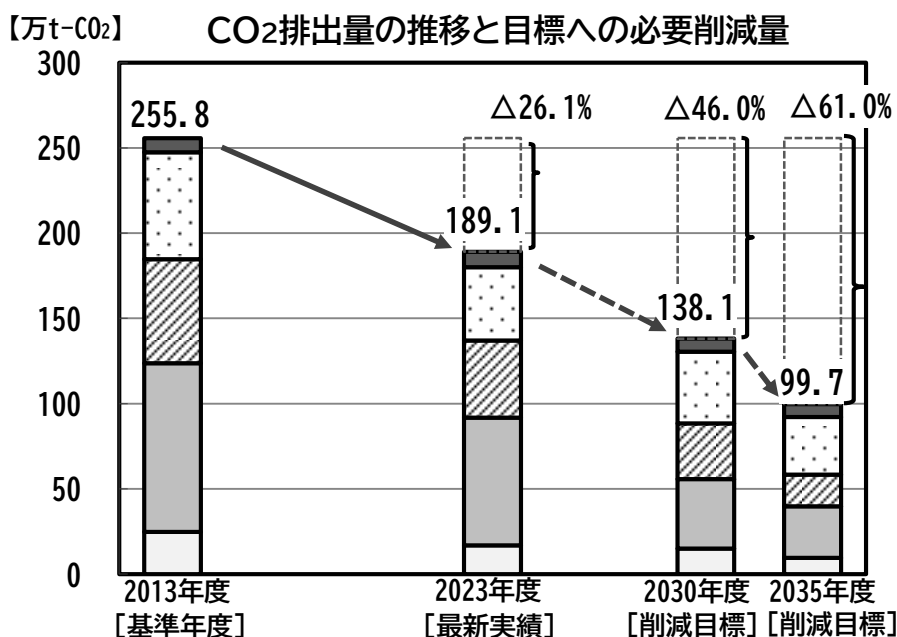
(環境部)

産 業 環 境 委 員 会 資 料

件 名	6 受理番号 9 2030年のCO₂削減目標を60%以上と設定することを求める陳情
所 管 部 課 名	環境部環境政策課
陳 情 の 要 旨	足立区環境基本計画における2030年のCO ₂ 排出削減目標を2013年度比60%以上と設定することを求める。
陳 情 者 等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 足立区環境基本計画に示す2030年度CO₂削減目標について</p> <p>(1) CO₂削減目標 2013年度比46%以上削減、さらに50%の高みをめざす。</p> <p>(2) 目標設定時期 2022年3月（第三次足立区環境基本計画改定版策定）</p> <p>2 2050年CO₂排出実質ゼロの実現に向けた新たな削減目標</p> <p>(1) 環境審議会において検討中の新たなCO₂削減目標案</p> <p style="padding-left: 2em;">【2035年度目標】 2013年度比61%以上削減</p> <p style="padding-left: 2em;">【2040年度目標】 2013年度比73%削減</p> <p>(2) 目標設定時期（予定） 2027年3月（第四次足立区環境基本計画策定）</p> <p>(3) 設定方法 第四次足立区環境基本計画の策定を学識者、区議会議員、区内事業者、団体、区民で構成される環境審議会へ諮問。 2025年に国、東京都が公表した新たなCO₂削減目標を参考に事務局案を提示し、環境審議会で計画の内容と併せ検討。</p> <p>(4) 国及び東京都の新たな目標設定</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 国の削減目標 (地球温暖化対策計画、2025年2月閣議決定) 2035年度目標 2013年度比60%削減 2040年度目標 2013年度比73%削減</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 東京都の削減目標 (ゼロエミッション東京戦略、2025年3月公表) 2035年目標 2000年比60%以上削減 (2040年目標未設定)</p>

(5) 足立区のCO₂排出量（2023年度実績）

189.1万トン



□産業部門 □家庭部門 □業務部門 □運輸部門 □廃棄物部門 □削減量

3 日本の1.5℃ベンチマークについて

クライメート・アクション・トラッカー（国際環境シンクタンクNGO）が2021年3月に発表した分析結果。

日本の地球温暖化対策をパリ協定の1.5℃目標と整合させるためには、国内の温室効果ガス（※）排出を2030年までに2013年度比で60%以上削減する必要がある。

※ 温室効果ガス：主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類（気象庁ホームページより）

4 各区の削減目標

各区の排出削減目標（2026年4月現在）は以下のとおり。

	削減目標の対象	基準年度(年度)	2030年度削減目標	策定期期
足立区	CO ₂	2013	46%以上	2022年3月
			61%以上 (2035年度目標)	2027年3月 (予定)
千代田区	CO ₂	2013	42.3%	2021年11月
中央区	CO ₂	2013	50%	2023年3月
港区	CO ₂	2013	51%	2024年2月
新宿区	CO ₂	2013	46%	2023年2月
文京区	CO ₂	2013	56%	2025年3月
台東区	温室効果ガス	2013	46%	2024年3月
墨田区	温室効果ガス	2000	60% (2035年度目標)	2026年3月
江東区	CO ₂	2013	50%	2024年3月
品川区	CO ₂	2013	50%	2023年3月
目黒区	CO ₂	2013	50%	2023年3月
大田区	温室効果ガス	2013	50%	2023年3月
世田谷区	CO ₂	2013	62.6%	2023年3月
渋谷区	CO ₂	2013	46%	2023年4月
中野区	CO ₂	2013	46.2%	2026年3月
杉並区	温室効果ガス	2013	54%	2023年9月
豊島区	温室効果ガス	2013	50%	2022年7月
北区	温室効果ガス	2013	50%	2023年3月
荒川区	温室効果ガス	2013	47%	2023年3月
板橋区	温室効果ガス	2013	60% (2035年度目標)	2026年3月
練馬区	CO ₂	2013	46%	2023年9月
葛飾区	温室効果ガス	2013	50%	2022年3月
江戸川区	温室効果ガス	2013	50%	2022年12月

※ 各区ホームページより確認

産 業 環 境 委 員 会 資 料

件 名	受理番号 7 「工場運営企業と周辺住民の共生のための条例」の制定を求める陳情																		
所管部課名	環境部生活環境保全課																		
陳情の趣旨	公害規制行政が「住民・企業・自治体という三者のパートナーシップ」を形成する中で行われるよう、公害を発生させた企業に対し、住民への説明会・住民との話し合い・住民との間の協定締結を促すことを主な内容とする「工場運営企業と周辺住民の共生のための条例」の制定を求める。																		
陳情者等	請願文書表のとおり																		
経過	<p>食肉加工業の事業場が、令和6年11月に鹿浜から現在地（新田二丁目8番12号）に移転し、試運転開始以降、悪臭と騒音に関する公害苦情相談が複数寄せられ対応してきた。</p> <p>1 これまでの経過</p> <p>(1) 区主催の住民面談会における意見聴取</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">開催日</th> <th style="text-align: center;">参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1回</td> <td style="text-align: center;">令和7年4月17日</td> <td style="text-align: center;">住民4名、区議1名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2回</td> <td style="text-align: center;">令和7年6月25日</td> <td style="text-align: center;">住民7名</td> </tr> </tbody> </table> <p>各回とも、区の対応経過を説明するとともに住民から疑問点やご意見を聴取し、後日事業者を確認した上で回答した。</p> <p>(2) 個別に電話で苦情相談を受付</p> <p>個別に受けた悪臭・騒音に関する苦情相談については、その都度事業者に伝え、必要に応じて対応を申し入れ、その結果を相談者に報告している。 (単位：件)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">受付年度 \ 現象</th> <th style="text-align: center;">悪臭</th> <th style="text-align: center;">騒音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度※¹</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度※²</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※¹ 受付時期は工場稼働開始直後の11～12月に集中 ※² 受付時期はすべてオゾン脱臭装置設置（令和8年1月）前</p> <p>(3) 区による公害現象の確認</p> <p>区は定期的に現場確認（臭気が強いとの訴えが多い早朝および、夜間調査を含む）を行うとともに、悪臭パネルテスト（臭気が法令で定める規制値を遵守しているか確認するテスト）、騒音測定を実施している。</p> <p>その結果、規制基準超過があれば行政指導を、規制基準以下の場合には必要に応じて申し入れを行っている。</p>		開催日	参加人数	第1回	令和7年4月17日	住民4名、区議1名	第2回	令和7年6月25日	住民7名	受付年度 \ 現象	悪臭	騒音	令和6年度※ ¹	7	3	令和7年度※ ²	5	0
	開催日	参加人数																	
第1回	令和7年4月17日	住民4名、区議1名																	
第2回	令和7年6月25日	住民7名																	
受付年度 \ 現象	悪臭	騒音																	
令和6年度※ ¹	7	3																	
令和7年度※ ²	5	0																	

ア 悪臭パネルテスト

実施日	実施結果
令和7年 1月23日	規制基準以下
令和7年 5月23日	規制基準以下
令和7年10月28日	規制基準以下
令和8年 2月17日	規制基準超過
令和8年 4月21日	規制基準以下

イ 基準超過を受けて事業者への指示内容とそれに対する回答

事業者への指示内容	事業者からの回答	
オゾン脱臭装置の点検	業者による装置点検の結果、オゾン濃度調整中のため、一時的にオゾン臭が強く出た可能性あり※。脱臭装置に異常なし	
排水処理施設各種装置の点検	自主点検の結果、異常なし	
基準超過の原因究明とその対策	原因	新設の脱臭装置のオゾン濃度調整不足 汚泥回収直後の検体採取による臭気増の可能性
	対策	脱臭装置のオゾン濃度調整の継続実施

※ 今回の基準超過はオゾン脱臭装置から発生するオゾンに由来する臭気と思われる。検体採取時にも、過去のテストとは異なる臭質を認めている。

ウ 騒音測定

月に2回以上の現場確認を行い、その中で実施した騒音測定はいずれも規制基準以下。

(4) 事業者のこれまでの対応

ア 悪臭対策

悪臭成分を水に吸着させるスクラバーの設置、消臭剤の使用等、様々な悪臭対策を導入し、令和8年1月には最も高い効果が見込めるオゾン脱臭装置を設置した。それにより、近隣住民から悪臭が軽減してきたとの声も上がっている。

イ 騒音対策

吸排気口への消音機設置、換気扇の静音タイプへの入れ替え等対策を取っている。

ウ 住民対応

(ア) オゾン脱臭装置設置工事についてはポスティング、本社入口への掲示、町会の回覧板等で情報提供

(イ) 住民代表からの要望書には文書で回答

(ウ) 電話による問い合わせには、その都度個別対応

2 陳情の条例案と既存法令との関連について

陳情者の条例案に関連する既存の条例や指針は以下のとおりである。

- (1) 東京都都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、既存条例という）

ア 条例案第10条

既存条例において「規制基準を遵守せず区の指導にも従わず周辺の生活環境に重大な影響を与えている場合については、改善勧告・改善命令等の行政措置を行うことができる。」と規定されている。

- (2) (環境省) 新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針（以下指針という。内容は別紙参照）

この指針は、事業者、地域住民、自治体の三者が情報共有とコミュニケーションを通じて信頼関係を築き、その相互信頼に基づいた三者の協力関係によって、「公害のないよりよい環境を目指した地域づくり」に向けた望ましいあり方として示されているが、義務として定めたものではない。

ア 条例案第3条、第5条、第6条

指針において、コミュニケーションの例として工場見学会や三者会合の開催は望ましいとされている。

イ 条例案第4条、第9条

指針において、事業者、地域住民、自治体の三者間での情報共有は、望ましいとされている。

ウ 条例案第7条、第8条

指針において協定という記載はないが、通常、協定とは当事者間の合意によって成立・締結するものである。

3 近年の悪臭と騒音を主因とする公害苦情相談について

過去5年の公害苦情相談の悪臭と騒音についての相談件数は、下表のとおりである。

(単位：件)

現象 発生源	悪臭					騒音				
	工場	指定 作業場	建設 作業	一般	合計	工場	指定 作業場	建設 作業	一般	合計
令和3	14	1	3	27	45	29	15	111	89	244
令和4	24	0	5	32	61	20	14	112	100	246
令和5	20	2	2	30	54	31	6	104	118	259
令和6	19	3	1	29	52	15	14	111	103	243
令和7	11	0	4	47	62	8	9	103	98	220

各年度の公害苦情相談総件数は、令和3年度437件、4年度426件、5年度450件、6年度405件、7年度452件である。

悪臭の苦情については、以前は印刷業や塗装業等の工場に対する相談が多かったが、近年は飲食業や食料品を扱う一般の事業場に対する相談が多くなっている。

新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針

1. はじめに

我が国では、四大公害等の深刻な公害問題が顕在化した高度経済成長期から、環境問題が多様化した現在に至るまで、事業者・地域住民・地方自治体の三者が緊張感を保ちながら公害防止に取り組むことによって一定の成果を挙げてきたが、特に2000年以降、地方自治体において予算的・人力的制約が多くなり、一部では公害規制に対する取組の弱体化がみられるようになった。また、事業者及び地方自治体において1970年代に多くの経験を積んだ職員がこの数年の間に退職し、一部では、次世代への継承が必ずしも充分でないといわれている。

こうした中、近年、一部の大企業において排出基準超過やデータ改ざんなどの不適正事案がみられ、環境問題の多様化等により、事業者と地方自治体の双方において、公害防止業務の位置づけが相対的に低下していることが懸念されている。

このような状況を踏まえ、中央環境審議会から「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」（平成22年1月29日）の答申が出されたところである。

同答申においては、事業者と地方自治体との間で行われてきたこれまでの公害防止体制に加えて、地域における情報共有を進め、事業者・地域住民・地方自治体の相互信頼に基づく取組を行うことが、公害防止の新たな手法として期待されている。

環境省では、同答申を受け、有識者によって構成される「公害防止のための新しい地域パートナーシップに関する検討会」を設置し、公害防止の新たな手法としての、事業者・地域住民・地方自治体の相互信頼に基づく取組の在り方について検討を行ってきた。

本指針は同検討会による提言を受け、「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」に向けた、地域社会の連携の望ましい在り方を示すものである。

2. 本指針の基本的な考え方

本指針では、事業者が公害防止関係法令を遵守し、自治体が規制・指導・監視を行うという従来の体制に加えて、地域における事業者・地域住民・地方自治体の三者が情報共有とコミュニケーションを通じて信頼関係を築き、その相互信頼に基づいた三者の協力関係によって、「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」のための取組が行われることを目標としている。そのため、この指針が示す取組は、強制的に行われるものではなく、あくまでも、事業者・地域住民・地方自治体により自主的に進められることが期待される。

本指針では、この三者による取組を「公害防止のための新しい地域パートナーシップ」と位置づけ、「地域における公害防止対策」を中心に整理を行っている。なお、実際の取組においては、公害以外の環境問題についても同じ枠組で取り組むことが可能と考えられ、地域の状況に応じて対応することが期待される。

3. 公害防止のための新しい地域パートナーシップの在り方

(1) 事業者

事業者は、引き続き公害防止関係法令等を遵守して公害防止対策に取り組むことはもちろんのこと、地域における社会的責任を自覚し、地域住民や地方自治体とのコミュニケーションを図り、「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」に積極的に参加することが望まれる。

① 予防的な公害防止対策の実施

多くの事業者は、これまでも、公害防止関係法令等を遵守し、自主的な公害防止対策に取り組んできた。一方、事業者がひとたび公害や不適正事案を発生させると、地域の人々に影響を及ぼすだけでなく、社会的信用を失墜させ、取り返しのできない事態を招くおそれがある。そのため、事業者は、公害防止対策が自己の責務であり、社会的責任でもあるという意識に基づき、法令等を遵守するのみならず、今後も予防的な公害防止対策に自主的かつ積極的に取り組むことが望まれる。

② 公害に関する情報の公開

事業者が、それぞれの地域において地域住民・地方自治体との相互信頼関係を築くためには、事業場での潜在的な環境汚染リスクや公害防止に関する情報等を自ら公開することが望ましい。このような情報公開によって、事業者は、地域住民や地方自治体との双方向のコミュニケーションの土台を構築し、ひいては両者からの信頼を得ることができる。

③ 地域住民や地方自治体との積極的なコミュニケーション

事業者は、自ら情報を積極的に公開する一方で、地域住民の意見や要望を積極的に聴き取るために工場見学会や地域における三者会合等を催して、地域住民や地方自治体とのコミュニケーションの促進に努め、信頼関係を構築することが望まれる。

(2) 地域住民

事業者や地方自治体が公害防止対策を行う目的は、地域住民の健康と環境の保全であることから、地域住民には、「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」のため、その地域の公害・環境問題に、より積極的に関心を持つことが期待される。そのためには、地域における活動の場に積極的に参加し、事業者や地方自治体に対して、地域住民ならではの視点で得られた意見や疑問等を発信していくことが望まれる。

① 工場見学会や環境イベントへの参加とコミュニケーションの実施

地域住民にとって、地域の事業場、地方自治体、NPO/NGO 等が催す環境イベント、工場見学会、環境観察会、地域清掃活動等は、事業者や地方自治体とのコミュニケーションを図る絶好の機会であることから、これらのイベントに積極的に参加することが望まれる。

地域住民が、事業場の環境対策や地域の環境状況に対する日ごろからの気付きや疑問、提案等を、当該事業場や地方自治体に積極的に伝えることは、「公害のない、より良い環境を目指した地域づくり」のためには重要である。地域住民には、事業者や地方自治体を実施する意見交換会等に参加し、積極的に意見を述べることを望まれる。

② 環境学習や環境モニタリング活動の実施

地域住民は、環境に関する学習を行うとともに、身の回りの環境に関してモニタリングを行い、その結果を事業者や地方自治体と共有することが望まれる。

モニタリング内容としては、目視等五感による観察や、生き物調査、汚染物質の簡易測定等が挙げられる。

これら環境モニタリングの結果は、公害防止関係法令等で定められた環境基準や排出基準等と直接比較できるものではないが、継続的なモニタリングを行うことで、地域環境の全体像や変化傾向を自ら把握することができるようになり、異常の発見に役立つ。また、モニタリング結果をもとに、事業者や地方自治体との意見交換を進めることができる。

③ グループとしての活動

地域住民は、グループに所属することにより、公害防止についての知識や活動の幅をより広げることが可能である。

グループとしては、町内会、自治会、NPO/NGO、中小企業団体、農業団体、漁業団体等の地域における既存の組織のほか、これらを母体とし、事業者と地方自治体との新たなグループを作ることも考えられる。

これらのグループにおいて、目視等五感による観察や簡易測定の実施により、地域住民の関心事項を事業者や地方自治体と共有し、事業者や地方自治体の取組に直接反映させることも可能となる。

④ 公害防止対策の経験者としての参加

公害防止対策の経験者等の有識者は、自らが有する知見や技術を活用し、意見交換の場における助言者やモニタリング方法の解説者等として、「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」に積極的に参加することが望まれる。

(3) 地方自治体

地方自治体は、従来どおり公害防止関係法令に基づいて、事業者への規制・指導や環境監視等を行うことに加えて、事業者と地域住民を結ぶコーディネーター役を担い、「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」のために、関係者間のコミュニケーションを促進することが望まれる。

① 地域における情報共有の促進

事業者・地域住民・地方自治体という異なる立場に立つ三者の相互理解を深める土台作りのため、地方自治体には、地域における情報共有を積極的に進めていくことが期待されている。そのためには、地方自治体は、事業者による地域住民・地方自治体への積極的な情報公開を促す一方、自らが持つ情報についても可能な限り公開していくことが望まれる。

また、地方自治体においては、地域住民が実施したモニタリング情報を有意義に活用することが望まれる。

② 事業者と地域住民のコーディネーター

事業者・地域住民・地方自治体が、対話しながら協力して行う「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」を進めるに当たり、地方自治体には、事業者と地域住民を結ぶコーディネーター役を担うことが期待される。そのためには、事業者・地域住民・地方自治体の三者会合の開催や、住民同士が協力して行う取組の支援を行うことが望まれる。

③ 公害防止対策の経験者等の有識者との協働

公害防止対策の経験者等の有識者と協働し、有識者の持つ貴重なノウハウを、これからの「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」に活かすことが有用である。

例えば、地方自治体において「公害防止のプロフェッショナル」となる人材を育成するため、公害防止対策の経験者等の有識者から、公害防止行政の実務に関する助言を受けることが考えられる。(一部の地方自治体では、公害防止対策の経験者を嘱託職員として採用し、立入検査の際、現役職員に同行させており、公害防止行政のノウハウ継承に活かしている。)

④ 他の地方自治体との連携

水・大気等の汚染は地方自治体の境界を越えて広がることから、当該地域の「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」を進めるに当たっては、排出源の立地する地方自治体と、影響を受ける地方自治体の連携が重要である。

また、先進的な取組を行っている地方自治体や、様々なノウハウを有する地方自治体があることから、地方自治体は、積極的に他の地方自治体と情報交換を行うことが望まれる。

4. まとめ（事業者・地域住民・地方自治体の連携の在り方）

(1) 情報共有とコミュニケーションの重要性

事業者・地域住民・地方自治体という三者の相互信頼に基づく連携のためには、情報共有が前提となるため、それぞれが持っている情報を公開し、三者間の情報共有を積極的に進めることが望まれる。

また、この三者が信頼関係を築いていくためには、三者間のコミュニケーションが重要であることから、情報共有の取組を行う際においても、可能な限り実際に顔を合わせ、相互の立場を尊重して進めることが望まれる。

(2) 「公害防止のための新しい地域パートナーシップ」に向けて

本指針の目標は、地域における事業者・地域住民・地方自治体の三者が情報共有とコミュニケーションを通じて信頼関係を築き、その相互信頼の中で、「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」のための取組が行われることである。

本指針に示した取組を実施するに当たっては、様々な試行錯誤を重ねることも予想されるが、地域の状況に合わせた工夫を行いながら、三者の信頼関係を構築し、「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」に向けた積極的な取組が行われることを期待する。